平成２４年（フ）第３６１５号
大阪府枚方市牧野本町１丁目38番４―25号
債務者　原田　弘行
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６３１号
大阪府枚方市長尾元町７丁目78番７号
債務者　國澤　　稔
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７９７号
大阪市都島区大東町２丁目15番７号
債務者　大村未来こと　玄　　未来
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８１３号
大阪市中央区島之内２丁目11番18号　明和マンション５―Ｂ、事業所所在地大阪市中央区東心斎橋２丁目２番８号　バードタワー４階Ｂ号室
債務者　亜湖こと　天見　慶子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８３７号
大阪府枚方市小倉町３番28号
債務者　向仲　千昭
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８３８号
大阪府大東市諸福７丁目４番８号　グレースヴィレッジＡ―102号
債務者　髙橋イミ子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８４５号
大阪市東住吉区住道矢田８丁目７番３号　サンパティーク105号
債務者　作江ひとみ
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８７６号
大阪府枚方市尊延寺５丁目55番58号
債務者　佐古八重子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９３０号
大阪府寝屋川市点野１丁目20番６―304号
債務者　久保田広富
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９３１号
大阪府寝屋川市点野１丁目20番６―304号
債務者　久保田葉子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６８号
長崎県長崎市千々町317番地
債務者　小川　清八
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７１号
長崎県長崎市蚊焼町993番地１　市営蚊焼アパート１棟102号
債務者　辻村　　誠
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７９号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷265番地５―Ｉ棟101号
債務者　岡村　国博
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
長崎県長崎市畝刈町1613番地32　県営住宅三重第２団地Ｋ棟101
債務者　三浦　芳文
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８４号
長崎県長崎市畝刈町1613番地32　県営住宅三重第２団地Ｋ棟101
債務者　三浦由紀子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９４号
長崎県長崎市ダイヤランド３丁目21番18号
債務者　野口　佳朝
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
長崎県長崎市ダイヤランド３丁目21番18号
債務者　野口　孝子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係